

## 社会福祉法人における施設整備事務取扱要領

### 第1 目 的

この要領は、社会福祉法人（以下「法人」という。）が行う社会福祉施設の整備について、法人の定款、経理規程等に定めるもののほか、施設整備事務の適正化を図るため、整備計画および建設工事に係る具体的な手続き等に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 対象工事

この要領の対象となる工事は、次のとおりとする。

- (1) 市の補助による施設整備事業として実施する建設工事
- (2) 民間団体による施設整備補助事業として実施する建設工事

### 第3 施設整備計画の作成方法等

- (1) 法人は、施設整備計画の策定に当たっては次の各項目について、理事会等で審議を行い、その意思決定の過程を議事録において明確にしておくこと。

#### ① 施設整備計画の内容

##### ア 整備の必要性等

当該設備の必要性、緊急性、市との事前協議の状況

##### イ 建設用地、建物規模および構造の決定

###### (ア) 基本計画、実施計画の策定

###### (イ) 建設用地の決定

周辺環境、地域住民の同意の状況、当該建設用地に係る他法規制の解除手続きの状況などの検討

###### (ロ) 建物の規模等

用地の形状、関係法で定める基準、入所（利用）者の処遇の充実、資金計画などの観点からの検討

##### ウ 資金計画、収支計画の決定

国・市・民間等の補助金制度、借入金、事業収支見込み（借入償還金）、寄附金の見込み等

#### ② 補助に係る事項（協議、内示、申請、決定等）

#### ③ 予算措置（事業年度における予算措置）

- (2) 設計業者の選定など法人の意思決定については、その都度、理事会等で審議すること。

- (3) 理事全員の出席が難しい場合などには、一定の理事等による「建設委員会」などを設置し事務を進めることもできること。

ただし、この場合には、あらかじめ理事会において当該委員会の具体的な権限および業務の範囲などを定め、決定事項を必要の都度理事会等に報告し、承認を得るものとする。

- (4) 理事会等において、次に掲げる建設工事の入札方法については、方法を慎重に検討すること。この場合、決定書（伺書）等により法人の意思決定の状況を明確にし

ておくこと。

① 一般・指名競争入札共通事項

入札予定日時・場所，入札時立会予定者，契約の方法（一般・指名等），予定価格の設定方法とその考え方（最低制限価格を設定する場合も同様とする。）

② 一般競争入札による場合

公告方法，内容，期日

③ 指名競争入札による場合

一般競争入札が適当でない理由，指名業者の選定根拠，指名通知，指名業者に対する資格要件の考え方等

④ 随意契約による場合

一般競争入札および指名競争入札が適当でない理由，見積業者選定の考え方等

#### 第4 建設工事の入札手続き等

入札手続きについては，法人の定款，経理規程に基づくほか，市の公共工事の取扱いに準じ，次のとおり行うこと。

(1) 一般競争入札の場合は，入札に参加できる業者について一定の資格を必要とする旨を，公告において明らかにすること。

(2) 指名競争入札の場合は，指名業者は，函館市競争入札参加有資格業者名簿に登録され，建築業法に基づく当該工種の営業許可を受けている業者とし，指名業者の数は，市内に本店のある10者以上とすること。

ただし，これらにより難しい場合は，具体的な理由を示し，事前に市と協議を行うこと。

(3) 発注工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において密接な関連がある建設業者を参加させることは適当でないこと。

(4) 入札を行う場合には，監事や複数の理事（理事長を除く。）および評議員（理事長の6親等以内の血族，配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）の立ち会いを求めること。

また，市職員の立ち会いを求めること。

(5) 入札のより一層の公正を期する観点から，入札会場として公共的施設を利用すること。

(6) 入札執行の透明性を高めるため，入札日時等の情報提供や公開での入札執行を行うこと。

(7) 工事の一括下請契約は，認められないこと。

#### 第5 市の補助による施設整備事業の取扱い

市の補助を受けて執行する施設整備事業については，次のとおり市長に報告等を行うこと。

(1) 入札執行予定の報告

建設工事の入札に当たっては，あらかじめ市長に入札参加業者等の状況を様式1の「入札執行予定報告書（建設工事用）」により報告し，その助言を受けて執行す

ること。

(2) 入札執行結果の報告と公表

入札結果については、契約締結後、様式2の「入札執行結果報告書（建設工事・工事管理業務）」に、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名を受け、様式3の「入札結果一覧表（閲覧用）」を添付し、速やかに市長に報告すること。

さらに、法人は、様式3を、法人の事務所に備えるなどの方法により一般の閲覧に供すること。

(3) 下請業者の状況報告

工事の一部を下請業者が行う場合には、法人は、様式4の「下請負人通知書」により、下請状況を把握のうえ、様式5の「下請業者の状況報告について」に添付し、速やかに市長に報告すること。

## 第6 市の補助金額が一定額を超える施設整備事業の取扱い

市の補助金等の額（複数年度にまたがる継続事業の場合はその総額）が1億円を超える事業については、次のとおり取扱うものとし、当該工事監理業務に関して第4および第5の手続きを行うこと。

(1) 工事監理業務の委託

建築基準法第5条の4に規定する「工事監理者」の業務について委託を行う場合には、入札により業者を選定すること。

(2) 工事監理業務入札執行予定の報告

工事監理者の委託業務の入札に当たっても、あらかじめ市長に入札参加業者等の状況を様式1-2の「入札執行予定報告書（工事管理業務用）」により報告し、その助言を受けて執行すること。

## 第7 現地調査の実施

法人は、建設工事の中間時点および工事完了時点において、その旨を速やかに市に報告し、市の現地調査を受けること。

なお、これ以外の場合であっても、市が必要と判断した場合は、現地調査を受けること。

(1) 中間検査

① 実施時期

建設工事の進捗率が概ね50%に達した時点。

② 市への報告

様式6の「建設工事の中間報告について」による。

③ 実施通知

市は検査の実施について、様式6-2の「補助事業建設工事の中間検査の実施について」により、事前に法人に通知するものとする。

④ 検査項目

検査事項については、様式6-3の「補助事業中間検査実施確認表および報告書」によることとする。

## (2) 完成検査

### ① 実施時期

工事監理者による完了検査および工事監理報告書の提出を受け，理事会に報告した後。

### ② 市への報告

様式7の「建設工事の完成報告について」による。

### ③ 実施通知

市は検査の実施について，様式7-2の「補助事業建設工事の完成検査の実施について」により，事前に法人に通知するものとする。

### ④ 検査項目

検査事項については，様式7-3の「補助事業完成検査実施確認表および報告書」によることとする。

## 第8 事業変更の協議について

当初計画した事業規模等に変更が生じた場合は，国・市の補助金等または独立行政法人福祉医療機構借入金の限度額に変更が生ずる場合があるので，必ず事前に市と協議を行うこと。

(様式1)

年 月 日

函館市長 様

社会福祉法人  
理事長

印

## 入札執行予定報告書（建設工事事用）

このことについて、別紙添付書類と併せて次のとおり報告します。

記

① 入札予定日時	年 月 日 時 分	②契約方法	一般競争・指名競争	
③ 入札参加業者 決定者	④ 入札予定会場			
⑤ 入札参加 予定業者名 (社)	⑥ 入札立会 予定者 (職・氏名)			
			⑦理事と入札参加業者の 関係の有無	有
				無
		(有の場合の具体的状況)		
⑧ 入札業者 選定理由				
⑨ 公告方法 (一般競争入札の場合)	⑩ 公告時期 (一般競争入札の場合)		年 月 日	

(注)

1. 表の②は、該当する契約予定方法を○で囲むこと。
2. 表の③は、入札参加業者を決めるにあたって、誰が選定の決定権を有しているかを記載すること。
3. 表の⑤は、指名競争入札の場合、指名予定業者名を記載すること。
4. 表の⑦は、入札参加業者に当該法人の理事が利害関係を有する場合（理事が業者代表となっている場合など）に、有を○で囲み、その関係のある業者名等を「有の場合の具体的状況」欄に記載すること。
5. 表の⑧は、指名競争入札の場合に、業者の選定理由を具体的に記載すること。  
(選定基準および基準の根拠等)
6. 添付書類は、別表「提出書類一覧表」を参考にして提出すること。
7. 公告については、公告の内容（案）を添付すること。

(様式1-2)

年 月 日

函館市長 様

社会福祉法人  
理事長

印

## 入札執行予定報告書（工事監理業務用）

このことについて、別紙添付書類と併せて次のとおり報告します。

記

① 入札予定日時	年 月 日 時 分	②契約方法	一般競争・指名競争	
③ 入札参加業者 決定者	④ 入札予定会場			
⑤ 入札参加 予定業者名 (社)	⑥ 入札立会 予定者 (職・氏名)			
			⑦理事と入札参加業者の 関係の有無	有
				無
		(有の場合の具体的状況)		
⑧ 入札業者 選定理由				
⑨ 公告方法 (一般競争入札の場合)	⑩ 公告時期 (一般競争入札の場合)		年 月 日	

(注)

1. 表の②は、該当する契約予定方法を○で囲むこと。
2. 表の③は、入札参加業者を決めるにあたって、誰が選定の決定権を有しているかを記載すること。
3. 表の⑤は、指名競争入札の場合、指名予定業者名を記載すること。
4. 表の⑦は、入札参加業者に当該法人の理事が利害関係を有する場合（理事が業者代表となっている場合など）に、有を○で囲み、その関係のある業者名等を「有の場合の具体的状況」欄に記載すること。
5. 表の⑧は、指名競争入札の場合に、業者の選定理由を具体的に記載すること。  
(選定基準および基準の根拠等)
6. 添付書類は、別表「提出書類一覧表」を参考にして提出すること。
7. 公告については、公告の内容（案）を添付すること。

(様式2)

年 月 日

函館市長 様

社会福祉法人  
理事長

印

## 入札執行結果報告書（建設工事・工事監理業務）

このことについて、別紙添付書類と併せて次のとおり報告します。

記

(入札状況)

業 者 名	1回目入札金額	順	2回目入札金額	順	3回目入札金額	順

(入札内容)

①入札会場		②入札日時	平成 年 月 日 時 分
③入札参加業者名	社	④落札業者	
⑤落札価格	円	⑥予定価格	円 (最低制限価格 円)
⑦入札最高価格	円	⑩公 表 方 法 等	(方法, 日時)
入札最低価格	円		(公表内容)
⑧理事会審議	年 月 日		
⑨工 事 請 負 契約年月日	年 月 日		

上記のとおり適正に入札が執行されたことを確認します。

年 月 日

立会人  
(職氏名)

- (注) 1. 建設工事および工事監理業務について、それぞれ別様に作成し、標題の（建設工事・工事監理業務）については、該当する方を○で囲むこと。  
2. 表の⑥の最低制限価格については、設定がある場合について記載すること。  
3. 表の⑧は、入札後、契約の締結に係る議決がなされた理事会実施日を記載すること。  
4. 報告書は、工事契約毎に作成すること。  
5. 添付書類は、別表「提出書類一覧表」を参考にして提出すること。

(別表)

## 提出書類一覧表

提出書類	様式1	様式1-2	様式2	備考
基本設計委託契約書	○	×	×	
実施設計委託契約書	○	×	×	
補助金内示通知	○	×	×	市の補助金の場合は不要
起工決定書	○	×	×	設計図書の添付は不要
予定価格調書	×	×	○	
入札結果一覧表	×	×	○	(様式3)
契約締結決定書	×	×	○	
工事請負契約書	×	×	○	
工事工程表	×	×	○	
理事会議事録	○	○	○	

(注)

1. 提出書類は、本書の写しを提出すること。
2. 提出書類は、報告様式と併せて提出すること。
3. 理事会議事録については、施設整備に係る審議がされた全ての当該議事録の写しを添付すること。



(様式3)

(作成日 年 月 日)

## 入札結果一覧表 (閲覧用)

社会福祉法人名

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 入札執行日時および場所

4 入札予定価格 円

入 札 業 者 名	落札業者	落 札 金 額

(注) 「落札業者」欄は、落札した業者の欄に○印を記入し、「落札金額」欄に当該業者が落札した金額を円単位で記入すること。

(様式4)

# 下 請 負 人 選 定 通 知 書 (1次・2次以下)

平成 年 月 日

社会福祉法人  
理事長

様

受注者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

工事名 \_\_\_\_\_

上記工事について、その一部を施行する下請負人を次のとおり選定したので通知します。

下 請 負 人			下請負に付した工事の 内容および施工場所	工 期	下 請 負 代 金 額	下請負代金の支払い方法						建退共加入 の 有 無	
許 可 番 号	許 可 業 種	住所および氏名、電話番号				前 払 金		部 分 払		完 成 払		建退共	その他
						現金の 割 合	手形の 割 合	現金の 割 合	手形の 割 合	現金の 割 合	手形の 割 合		

- (注) 1 工事の施工を下請負（2次以下を含む）のに付する場合には、必ず提出すること。  
 2 2次下請負となる場合は、下請負人欄上に1次下請負人を括弧書で記載すること。（3次以下は順次同様に記載すること）  
 3 下請負人の指名は、当該下請負人をしてしているものが法人であるときは、その名称および代表者指名を記載すること。  
 4 （1次・2次以下）欄は、いずれか該当のものを○で囲むこと。  
 5 請負代金は、工事費と消費税分に分けて記載すること。

受 理 平成 年 月 日

監査員 印

(様式5)

年 月 日

函館市長 様

社会福祉法人  
理事長

印

### 下請業者の状況報告について

〇〇〇〇建設工事について、「社会福祉法人における施設整備事務取扱要領」の第5に基づき、「下請負人選定通知書」の写しを添付し報告します。

(様式6)

年 月 日

函館市長 様

社会福祉法人  
理事長

印

## 建設工事の中間報告について

〇〇〇〇建設工事について、「社会福祉法人における施設整備事務取扱要領」の第7(1)に基づき、報告します。

### 記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工事請負契約締結年月日
- 4 工事(予定)工期
- 5 現在の工事進捗状況                      概ね50%

(様式6-2)

年 月 日

社会福祉法人  
理事長 様

函館市保健福祉部指導監査課長

### 補助事業建設工事の中間検査の実施について

このことについて、下記のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

#### 記

- 1 工事名
  
- 2 工事場所
  
- 3 検査日時
  
- 4 検査職員
  
- 5 用意資料

(様式6-3)

### 補助事業中間検査実施確認表および報告書

補助事業実施主体名	
検査対象施設種別・名称	
検査年月日	
検査員 (所属・職・氏名)	
法人側出席者	
検査結果	

課長	主査	係

年 月 日

所 属  
検査吏員  
職・氏名

印

検査項目	検査内容	適 否	関係書類等
工 期	1 工期は着工届等の関係書類と相違ないか。	適 ・ 否	・ 着工届 ・ 工事工程表
	2 設計図等の内容は当初計画と相違ないか。	適 ・ 否	・ 設計図書 ・ 確認済証
平面図等の 設計図	※2で「否」の場合、		
	2-1 法人内部の意思決定は明確になっているか。	適 ・ 否	・ 理事会, 評議員会議事録
	2-2 市の事前承認を受けているか。	適 ・ 否	・ 補助金交付指令書 ・ 補助金交付決定変更承認申請書
	2-3 市の承認を受けていない場合, 軽微な変更と認められるものか。	適 ・ 否	
	3 事業費の内容は当初計画と相違ないか。	適 ・ 否	・ 契約書
	※3で「否」の場合、		
	3-1 法人内部の意思決定は明確になっているか。	適 ・ 否	・ 理事会, 評議員会議事録
	3-2 市の事前承認を受けているか。	適 ・ 否	・ 補助金交付指令書 ・ 補助金交付決定変更承認申請書
	3-3 市の承認を受けていない場合, 軽微な変更と認められるものか。	適 ・ 否	
	4 自己資金の確保状況は当初計画と相違ないか。	適 ・ 否	・ 寄付申込書 ・ 寄付金台帳
5 福祉医療機構からの借入金に変更はないか。	適 ・ 否	・ 福祉医療機構借入貸付契約書	
工事施工内容	6 設計図書に基づき, 適正に工事が施工されているか。 (工事管理者への聞き取りおよび現地調査により確認すること)	適 ・ 否	・ 設計図書 ・ 工程写真
	7 下請負業者の把握および実態は適正か。	適 ・ 否	・ 施工体制台帳 ・ 施工体系図 ・ 下請人通知書

(様式 7)

年 月 日

函館市長 様

社会福祉法人

理事長

印

## 建設工事の完成報告について

〇〇〇〇建設工事について、「社会福祉法人における施設整備事業取扱要領」の第 7 (2) に基づき、次のとおり報告します。

### 記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工事請負契約締結年月日
- 4 工事工期
- 5 完成年月日

※ 添付資料

工事監理報告書, 理事会会議記録



(様式 7 - 2)

年 月 日

社会福祉法人  
理事長 様

函館市保健福祉部指導監査課長

### 補助事業建設工事の完成検査の実施について

このことについて、下記のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

#### 記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 検査日時
- 4 検査職員
- 5 用意資料

(様式7-3)

### 補助事業完成検査実施確認表および報告書

補助事業実施主体名	
検査対象施設種別・名称	
検査年月日	
検査員 (所属・職・氏名)	
法人側出席者	
検査結果	

課長	主査	係

年 月 日

所 属  
検査吏員  
職・氏名

印

検査項目	検査内容	適否	関係書類等																																																									
補助金交付決定時の記載事項の検査	<p>1 施設の名称等は事業計画等の記載内容と相違ないか。</p> <table border="1" data-bbox="481 304 1370 1358"> <thead> <tr> <th data-bbox="481 304 792 357">記載事項</th> <th data-bbox="792 304 987 357">適否</th> <th data-bbox="987 304 1370 357"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="481 357 792 410">施設名称</td> <td data-bbox="792 357 987 410">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 357 1370 410"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 410 792 462">施設所在地</td> <td data-bbox="792 410 987 462">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 410 1370 462"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 462 792 515">施設書類</td> <td data-bbox="792 462 987 515">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 462 1370 515"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 515 792 568">設置・経営主体</td> <td data-bbox="792 515 987 568">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 515 1370 568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 568 792 620">入所（利用）定員</td> <td data-bbox="792 568 987 620">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 568 1370 620"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 620 792 673">敷地面積</td> <td data-bbox="792 620 987 673">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 620 1370 673"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 673 792 726">敷地の所有関係</td> <td data-bbox="792 673 987 726">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 673 1370 726"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 726 792 778">施設整備の区分</td> <td data-bbox="792 726 987 778">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 726 1370 778"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 778 792 831">建物の面積および構造</td> <td data-bbox="792 778 987 831">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 778 1370 831"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 831 792 884">各部屋面積</td> <td data-bbox="792 831 987 884">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 831 1370 884"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 884 792 986">補助対象経費と対象外経費の区分</td> <td data-bbox="792 884 987 986">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 884 1370 986"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 986 792 1038">財源内訳</td> <td data-bbox="792 986 987 1038">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 986 1370 1038"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="481 1038 1370 1091">施工計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1091 792 1144">直営・請負の別</td> <td data-bbox="792 1091 987 1144">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 1091 1370 1144"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1144 792 1197">契約年月日</td> <td data-bbox="792 1144 987 1197">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 1144 1370 1197"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1197 792 1249">着工年月日</td> <td data-bbox="792 1197 987 1249">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 1197 1370 1249"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1249 792 1302">竣工年月日</td> <td data-bbox="792 1249 987 1302">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 1249 1370 1302"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1302 792 1358">事業開始年月日</td> <td data-bbox="792 1302 987 1358">適 ・ 否</td> <td data-bbox="987 1302 1370 1358"></td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	適否		施設名称	適 ・ 否		施設所在地	適 ・ 否		施設書類	適 ・ 否		設置・経営主体	適 ・ 否		入所（利用）定員	適 ・ 否		敷地面積	適 ・ 否		敷地の所有関係	適 ・ 否		施設整備の区分	適 ・ 否		建物の面積および構造	適 ・ 否		各部屋面積	適 ・ 否		補助対象経費と対象外経費の区分	適 ・ 否		財源内訳	適 ・ 否		施工計画			直営・請負の別	適 ・ 否		契約年月日	適 ・ 否		着工年月日	適 ・ 否		竣工年月日	適 ・ 否		事業開始年月日	適 ・ 否		適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計図書</li> <li>・ 工事費目別内訳書</li> <li>・ 理事会，評議員会議事録</li> <li>・ 寄付金台帳</li> <li>・ 契約書</li> <li>・ 定款</li> <li>・ 設計内訳書</li> <li>・ 工事工程表</li> </ul>
記載事項	適否																																																											
施設名称	適 ・ 否																																																											
施設所在地	適 ・ 否																																																											
施設書類	適 ・ 否																																																											
設置・経営主体	適 ・ 否																																																											
入所（利用）定員	適 ・ 否																																																											
敷地面積	適 ・ 否																																																											
敷地の所有関係	適 ・ 否																																																											
施設整備の区分	適 ・ 否																																																											
建物の面積および構造	適 ・ 否																																																											
各部屋面積	適 ・ 否																																																											
補助対象経費と対象外経費の区分	適 ・ 否																																																											
財源内訳	適 ・ 否																																																											
施工計画																																																												
直営・請負の別	適 ・ 否																																																											
契約年月日	適 ・ 否																																																											
着工年月日	適 ・ 否																																																											
竣工年月日	適 ・ 否																																																											
事業開始年月日	適 ・ 否																																																											

検査項目	検査内容	適否	関係書類等
設計変更・訂正箇所の検査	<p>2 変更または訂正された箇所はないか。</p> <p>※2で「否」の場合</p>	適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着工届 ・工事工程表 ・契約書</li> </ul>
	<p>2-1 変更または訂正の決定および請負業者への通知等は適正に行われているか。</p>	適 ・ 否	
	<p>2-2 変更内容は関係書類により確認できたか。</p> <p>(1) 設計図書（建築士の記名捺印はあるか）</p> <p>(2) 工事監理報告書（必要な事項は発注者に報告されているか）</p> <p>(3) 現場日誌（業務日誌，作業日誌等）</p> <p>(4) 理事会，評議員会議事録</p>	適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士法第20条第1項 1級建築士，2級建築士又は木造建築士は，設計を行った場合においては，その設計図書に，1級建築士，2級建築士又は木造建築士たる表示をして，記名及び捺印をしなければならない。 設計図書の一部を変更した場合も同様とする。</li> <li>・建築士法第20条第3項 建築士は，工事監理を終了したときは，直に国土交通省令で定めるところにより，その結果を文書で建築主に報告しなければならない</li> </ul>
	<p>3 請負金額の変更が必要な場合，新請負代金額が適正に算出しているか。</p> <p>4 設計変更が経費の配分または事業内容の変更を伴う場合，市への承認手続が適正に行われているか。</p> <p>(1) 経費の配分の変更</p> <p>(2) 事業内容の変更</p>	適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書</li> <li>・補助金交付指令書</li> <li>・補助金変更交付申請書</li> </ul>

検査項目	検査内容	適否	関係書類等
現場における品質検査	<p>5 現場へ搬入資材の検査は、搬入材料検査簿を作成する等、適正に実施されているか</p> <p>※ 検査方法：搬入材料検査簿，試験検査成績表，品質証明書，納品書，搬入写真等により，特記仕様書で示された品質を確認する。</p>	適 ・ 否	・ 契約書
内訳書の検査  〔品質・規格の検査〕	<p>6 設計内訳書等で指定された資材の品質，規格および数量に基づき工事が行われたか。</p> <p>※ 検査方法：工事監理者（一般には設計事務所の建築士）への聞き取りおよび証明書類の確認</p> <p>○ 確認方法</p> <p>① 設計内訳書の資材の主なもの（別表1参照）について，設計図書における施工内容を聴取する。</p> <p>② 工事監理者が現場において，搬入資材の品質管理をどのように実施し，証明書類として何を作成，保存したかを聴取する。</p> <p>③ 設計内訳書に品質または規格が記載されている場合，その内容が工事監理者が作成・保存した証明書類の記載内容と一致しているか，納品書のほか，証明書類の提出や内容説明を受け確認する。その際，行程写真により，工事において施工されている内容が相違ないことを併せて確認する。</p> <p>④ 設計内訳書に品質または規格が記載されていない場合，設計図書の求める品質または規格が何により指定されているかを聴取する。（特記仕様書において「特記仕様書に記載されていない場合は共通仕様書による」等の指定がされている場合は共通仕様書等の提出を求め，指定内容の説明を求めればよい）聴取した内容が工事監理者の作成保存した説明書類の記載内容と一致しているかについて，納品書のほか証明書類の提出や内容説明を受け確認する。その際，工程写真により工事において施工されている内容が相違ないことを併せて確認する。</p>	適 ・ 否	・ 契約書

検査項目	検査内容	適否	関係書類等
<p style="text-align: center;">〔 数量の 検査 〕</p> <p>特記仕様書 に定めのない事項</p>	<p>⑤ 防火関連資材および浄化槽については、建築基準法および消防法により検査がなされており、省略して差し支えないが、浄化槽の設置場所、数量、放水先については、設計図書と相違ないことを実施検査において確認する。</p> <p>○ 確認方法</p> <p>① 設計内訳書の資材の主なものについて、設計図書における施行内容を聴取する。</p> <p>② 設計内訳書で指定された設計数量以上の資材が搬入されているかどうかについて、納品書等に記載された合計数量（施行数量）により確認する。その際、納品書等に基づき、搬入材料検査簿が作成済であることが確認できれば、検査簿の記載内容により検査を行って差し支えない。 また、設計内訳書に記載された数量単位と納品書または検査簿等に記載された数量単位が異なる場合は、工事監理者に換算を依頼し確認する。</p> <p>7 特記仕様書に記載されたとおりとなっているか。</p> <p style="padding-left: 2em;">特記仕様書に定められた扱い (・共通仕様書による ・その他 ( ))</p> <p style="padding-left: 2em;">現場での実際の扱い (聴取確認内容)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 100px; margin-left: 2em;"></div> <p>※ 特記仕様書によらない扱いをしている場合は、何に基づいて行われているか聴取する。</p>	<p style="text-align: center;">適 ・ 否</p>	<p style="text-align: center;">・ 特記仕様書</p>

検査項目	検査内容	適否	関係書類等															
産業廃棄物 報告書	8 産業廃棄物がある場合、捨て場料金の算定は適正なものとなっているか。	適 ・ 否	・ 産業廃棄物報告書															
下請負の 検査	9 工事の一括下請契約は行っていないか。	適 ・ 否																
	10 3000万円（建築一式工事は4500万円）以上の下請契約が行われている場合、元請人は特定建設業者の許可を得ているか。	適 ・ 否	・ 建築業法3条（許可通知確認） ・ 建築業法施行令第2条															
	<table border="1" data-bbox="468 598 1368 863"> <tr> <td data-bbox="468 598 689 651">商号または名称</td> <td data-bbox="689 598 1014 651"></td> <td data-bbox="1014 598 1368 651"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 651 689 703">認可年月日</td> <td data-bbox="689 651 1014 703"></td> <td data-bbox="1014 651 1368 703"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 703 689 756">許可番号</td> <td data-bbox="689 703 1014 756"></td> <td data-bbox="1014 703 1368 756"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 756 689 809">一般, 特定の別</td> <td data-bbox="689 756 1014 809"></td> <td data-bbox="1014 756 1368 809"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 809 689 863">建設業の種類</td> <td data-bbox="689 809 1014 863"></td> <td data-bbox="1014 809 1368 863"></td> </tr> </table>	商号または名称			認可年月日			許可番号			一般, 特定の別			建設業の種類				
商号または名称																		
認可年月日																		
許可番号																		
一般, 特定の別																		
建設業の種類																		
	11 元請人が配置する主任技術者（監理技術者）は必要な資格等を有しているか	適 ・ 否	・ 建設業法第26条 主任技術者等の資格 監理技術者資格者証															
	<table border="1" data-bbox="468 1027 1368 1358"> <tr> <td data-bbox="468 1027 689 1080">区分</td> <td data-bbox="689 1027 1014 1080"></td> <td data-bbox="1014 1027 1368 1080"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 1080 689 1133">氏名</td> <td data-bbox="689 1080 1014 1133"></td> <td data-bbox="1014 1080 1368 1133"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 1133 689 1185">所属営業所</td> <td data-bbox="689 1133 1014 1185"></td> <td data-bbox="1014 1133 1368 1185"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 1185 689 1238">資格</td> <td data-bbox="689 1185 1014 1238"></td> <td data-bbox="1014 1185 1368 1238"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 1238 689 1292">専任等の別</td> <td data-bbox="689 1238 1014 1292"></td> <td data-bbox="1014 1238 1368 1292"></td> </tr> </table>	区分			氏名			所属営業所			資格			専任等の別				
区分																		
氏名																		
所属営業所																		
資格																		
専任等の別																		

検査項目	検査内容	適否	関係書類等												
下請負の 検査	<p>12 3000万円（建築一式工事は4500万円）以上の下請契約が行われている場合、施行体制台帳は適正に作成されているか。</p> <p>13 主任技術者（監理技術者）の業務内容から見て、元請人は元請工事の施行において、実質的な関与を行っているかと判断できるか。</p> <p>(1) 施行計画の総合的な企画</p> <p>(2) 施行監理</p> <p>(3) 安全管理</p> <p>(4) 品質管理</p> <p>(5) 下請負人の技術指導および監督</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>・ 建築業法 24 条の 7</p> <p>・ 建築業法施行規則第 14 条の 2</p> <p>・ 補助金交付指令書</p> <p>・ 建設業法第 24 条の 6</p>												
検査済証の 確認	<p>14 関係法令で規定されている届出事項に対する検査済証が交付されているか。</p> <table border="1" data-bbox="454 1114 1370 1273"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 1114 790 1161">届出等事項</th> <th data-bbox="790 1114 958 1161">関係法令</th> <th data-bbox="958 1114 1120 1161">適否</th> <th data-bbox="1120 1114 1370 1161">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 1161 790 1217">工事完了届</td> <td data-bbox="790 1161 958 1217">建築基準法</td> <td data-bbox="958 1161 1120 1217">適 ・ 否</td> <td data-bbox="1120 1161 1370 1217"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1217 790 1273">消防用設備等の設置届出</td> <td data-bbox="790 1217 958 1273">消防法</td> <td data-bbox="958 1217 1120 1273">適 ・ 否</td> <td data-bbox="1120 1217 1370 1273"></td> </tr> </tbody> </table>	届出等事項	関係法令	適否	摘要	工事完了届	建築基準法	適 ・ 否		消防用設備等の設置届出	消防法	適 ・ 否		<p>適 ・ 否</p>	
届出等事項	関係法令	適否	摘要												
工事完了届	建築基準法	適 ・ 否													
消防用設備等の設置届出	消防法	適 ・ 否													



検査項目	検査内容	適否	関係書類等
施行内容の 検査  (特記仕様 者の検査)  (図面等の 確認)	15 設計図書（特記仕様書，図面）に基づき工事が施工されたか。  ※ 検査方法：工事監理者（一般には設計事務所の建築士）に 対する聞き取りおよび証明書類の確認  ○ 確認方法 特記仕様書において指定された工法，試験が行われているかどうか，工事監理者から証明書類の提出や施行内容の説明を受け確認する。  ○ 確認方法 図面において指定された施行方法（基礎杭の位置・本数，鉄筋の配筋方法・間隔・本数等）が実際に行われているかどうか，工事監理者から証明書類の提出や施行内容の説明を受け確認する。	適 ・ 否  適 ・ 否  適 ・ 否	